

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 4 月 16 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当収納課 滞納整理係で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 19 日

日向市長 西村 賢



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住(居)所	氏名
1	国税徴収法第80条の規定による通知 国税徴収法第131条の規定による計算書		高木 海人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。